

第468回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 6 8 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和4年12月26日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ研修室
- 3 開会時刻 午前 9時25分
- 4 閉会時刻 午前 10時05分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 7 委員出席者数 17名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	小野澤実	出		10	石川秀夫	出	
2	若海玄平	出		11	川目是英	出	
3	竹ノ谷敏彦	出		12	時田重雄	出	
4	田中あきえ	出		13	近藤芳宏	出	
5	武藤康則	出		14	小和瀬康男	出	
6	鈴木一	出		15	渡邊憲一	出	
7	山木綾子	出		16	滝嶋嘉久	出	
8	木所清司	出		17	西川利雄	出	
9	渋谷武	出					

8 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	大澤富雄	農地利用最適化推進委員	小峯雅
農地利用最適化推進委員	筋野哲夫	農地利用最適化推進委員	利根川孝一
農地利用最適化推進委員	大野豊作	農地利用最適化推進委員	新井計男

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	佐 藤 金 誉	農地利用最適化推進委員	田 邊 輝 夫
農地利用最適化推進委員	野 口 和 則	農地利用最適化推進委員	牛 窪 孝
農地利用最適化推進委員	永 堀 知 巳	農地利用最適化推進委員	發 知 孝 雄
農地利用最適化推進委員	島 村 茂 勝	農地利用最適化推進委員	小 嶋 光 一
農地利用最適化推進委員	程 島 延 幸		

9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	忍 田 久 夫		
副事務局長	柿 沼 映 生		
副 主 幹	山 崎 明 美		
副 主 幹	宮 本 晃 宏		
主 査	野 村 純		

10 開 会

会長 石 川 秀 夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和4年12月26日第468回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 石 川 秀 夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委 員 鈴 木 一

.....

委 員 山 木 綾 子

.....

委 員 木 所 清 司

.....

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第1号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書11月分について報告する。農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書については、合計4件、6筆、2,266.49㎡である。農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書については、合計17件、30筆、10,860.73㎡である。農地改良届出については、合計4件、4筆、3,128㎡である。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農業用施設届出書については、合計1件、2筆、141㎡である。農地法第5条の規定による許可申請書取下願については、合計1件、2筆、2,343㎡である。農地法第18条第6項の規定による通知については、合計1件、2筆、1,969㎡である。相続税の納税猶予に関する3年毎の農業継続証明書については、合計8件、80筆、67,108.59㎡である。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明報告書については、合計1件、7筆、4,721㎡である。農地法第3条の3の規定による届出書については、合計6件、68筆、39,681.24㎡である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農地法第 3 条の規定による許可を受けられるも

のであることの証明について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第 1 号議案は、さいたま地方裁判所より、令和 4 年 1 0 月 1 4 日付けで入札の公告があった物件に対する、農地買受適格証明願である。願出地が農地のため、入札に当たり、農地買受適格証明が必要となる。議案説明資料のとおり、許可できない場合が規定された、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、農地法第 3 条の規定による許可を受けられるものであると証明することによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「議案第 1 号について報告する。1 2 月 2 1 日に農地利用最適化推進委員と共に願出人に話を聞いてきた。願出人は、現在 6 9 歳で、農業従事日数は 1 5 0 日以上、約 9 4 アールの農地を耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター、農業用自動車であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後は野菜を作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「議案第 1 号について、願出人の経営状況は良好

であり、地元の推進委員としては、願出地を管理できる農家であると考え。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、議案第1号について、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、農地法第3条の規定による許可を受けられるものであると証明することで、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、多数の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議案第2号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定
による決定について

議長は、別添議案を上程し、「本議案の整理番号7番については関係委員がいる。農業委員会等に関する法律第31条では『農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない』と規定されている。そのため、関係委員には退席してもらい、議事を進めてよいかお諮りする。」と発言した。

異議がなかったため、関係委員は退席した。

議長は、整理番号7番について、事務局に説明を求めた。

事務局は「整理番号7番は、2筆、3, 110㎡で、約3年の使用貸借権設定の申出である。農地中間管理事業の一環と

して、地権者から受け手である埼玉県農林公社へと貸借が行われるものである。以上のことから、整理番号7番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号7番については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、整理番号7番について原案どおり意見を付すことに決定する。

関係委員の審議が終了したため、議長は退席した委員の入室を許可した。

議長は、引き続き整理番号7番以外について、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、先ほどご審議いただいた整理番号7番以外は、申出件数28件、筆数72筆、面積52,762㎡について申出があった。議案説明資料のとおり、整理番号7番以外については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号7番以外については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満た

しているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第2号について原案どおり決定する。

議案第3号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条

第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に

対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第3号議案は、件数2件、筆数43筆、総面積28,614㎡について意見照会があった。第3号議案は、埼玉県農林公社が貸付人となった農用地利用配分計画（案）についての市長からの意見照会である。議案説明資料のとおり、農用地利用配分計画（案）については、市長へ「意見なし」とすることでよろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）については、市長へ「意見なし」とすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第3号について原案どおり決定する。

議案第 4 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第 4 号議案は、件数 6 件、筆数 17 筆、面積 8,192 m²についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号 1 番から 6 番については、許可できない場合が規定された、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可することよろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号 1 番から 6 番については、許可できない場合が規定された農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すること採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第 4 号について原案どおり許可することに決定する。

議案第 5 号

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第 5 号議案は、件数 2 件、筆数 2 筆、面積 405 m²についての申請があった。議案説明資料のとおり、

整理番号 1 番、2 番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号 1 番について、議案説明資料に譲受人とあるが、申請人ではないのか。」との発言があった。

事務局は「譲受人は誤りであり、申請人である。」と回答した。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号 1 番、2 番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 5 号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

議案第 6 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第 6 号議案は、件数 15 件、筆数 22 筆、

面積 9,922 m² についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号 1 番から 15 番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号 2 番について報告する。12月19日に代理人に話を聞いてきた。目的は障がい者支援施設建築のための申請である。譲受人は平成 20 年 6 月に設立され、障がい者支援活動を主な業務としている。現在の事業所が手狭になってきたことから、障がい者支援施設として使用する計画である。

申請地では従業員駐車場としても利用予定である。周囲をコンクリートブロックで囲み、浸透トレンチを設置する計画で、排水計画は合併浄化槽から水路へ放流する計画である。したがって、雨水排水による周辺農地への影響はない見込みである。以上のことから、農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 3 番、4 番について報告する。12月19日に譲受人に話を聞いてきた。目的は工場敷地拡張に伴う倉庫建築のための申請である。譲受人は昭和 49 年 7 月に設立され、医療機器の製造、販売を主な業務としている。現

在の倉庫が手狭になってきたことから、倉庫として使用する計画である。申請地ではトラック待機所としても利用予定である。周囲をコンクリートブロックで囲み、浸透トレンチを設置する計画で、排水計画はない。したがって、雨水排水による周辺農地への影響はない見込みである。以上のことから、農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 11 番について報告する。12月20日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。目的は車両置場に使用のための申請である。譲受人は昭和49年9月に設立され、土木建築用原材料の生産、加工、販売を主な業務としている。申請地の近隣に既存の車両置場があるものの、新たに購入するダンプトレーラー等の置場スペースがないことから、車両置場として使用する計画である。

周囲にコンクリートブロックを積み、雨水は敷地内にて自然浸透させる計画で、排水計画はない。したがって、雨水排水による周辺農地への影響はない見込みである。以上のことから、農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 13 番について報告する。12月21日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。目的は駐車場に使用のための申請である。譲受人は昭和46

年 1 1 月に設立され、道路標識の工事を主な業務としている。
申請地の隣地に既存の駐車場があるものの、業務好調に伴い、
手狭になったことから、駐車場として使用する計画である。
周囲をコンクリートブロックで囲み、雨水は敷地内にて自然
浸透させる計画で、排水計画はない。したがって、雨水排水
による周辺農地への影響はない見込みである。以上のことか
ら、農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願い
する。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 3 番、4 番について、トイレ等の排水
設備がないのか。」との発言があった。

事務局は「隣接する既存施設のトイレ等を使用するため、
申請地に排水設備はない。」と回答した。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号 1 番から 1
5 番について農地転用に関する許可基準からみた意見につい
ては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、総合意見
として許可相当とすることとし、整理番号 2 番、3 番、4 番、
1 1 番、1 3 番については、「事業計画を遵守し、周辺農地
及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで、採
決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 6 号について
総合意見として許可相当とし、整理番号 2 番、3 番、4 番、
1 1 番、1 3 番については条件を付すことに決定する。

1 3 閉 会

議長 石 川 秀 夫 は議案の審議がすべて完了したため、第468回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和5年1月13日

議 長 石 川 秀 夫

委 員 鈴 木 一

委 員 山 木 綾 子

委 員 木 所 清 司
